

意見広告

国家の武力は 決して市民の命を 守りはしない。

憲法をめぐる状況は1年前とは全く違っています。

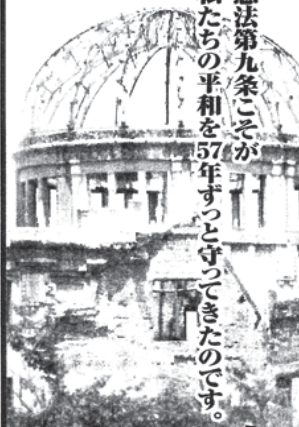
自衛隊イラク派兵が既成事実となった時から日本の社会には息苦しい空気が漂っています。

政府の意に添わぬ者は反日分子呼ばわりされ、国会では有事関連法が翼賛的に一気に成立。マスコミは重大さを知らせる役割を果たさず、憲法「改正」も既定路線の雰囲気作りです。

専守防衛の自衛隊は「戦力」ではないとして第九條は今まで「解釈改憲」されてきました。それでもイラク派兵は「人道支援のため」と言い張るのは第九條第三項があるからです。

第二項「国の交戦権はこれを認めない」これこそ絶対に譲れない平和憲法の神髄です。宝の真価を知らず世の流れに手放したのでは気づいた時にはもう遅い軍事国家です。

憲法第九條こそが私たちの平和を57年ずっと守ってきたのです。



武器なき市民の手でこそ 信頼・友好は作られる。

九條の出番です！

岸 聖子(佐賀)

武器を使わない平和を日本から!!

三村孝子(秋田)

改憲すれば自由が消える!

野崎聖子(大阪)

子供たちに平和な未来を

山根淳子(文字) 尾越

被爆地ヒロシマがんばれ!

青木忍夫(名古屋) 市

日本国憲法 第二章 戦争の放棄 第九條

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本は今、世界で一番天国に近い国 60年戦争をしなかったから

広岡 一(京都)

九條は日本の宝

坂田せみ子(鎌倉)

この意見広告は、多くの方々からの賛同で掲載することができました。引き続き賛同をお願いします。

広島県市民連絡会 第九條の会ヒロシマ
代表 岡本三夫(広島修道大学教授)
〒734-0015 広島市南区千品御幸1-9-26-413 TEL/FAX 082-255-8560
http://www.jca.apc.org/fuji/index.htm E-mail:fuji@jca.apc.org